

(付託番号) 26-14	(受理年月日) 平成26年9月11日
<p>件名</p> <p>要旨</p>	<p>陳 情</p>
	<p>漁業用軽油に係る軽油引取税の免税措置の堅持に関する意見書の提出について</p> <p>漁獲量の減少や魚価の低迷、さらには、東日本大震災による原発事故の風評被害による水産物の消費の減退などにより、本県の漁業を取り巻く環境は、一層深刻の度を増している。漁業において、燃油は不可欠であり、コストに占める燃油費の割合は極めて大きく、燃油価格の上昇は、直ちに漁業経営を圧迫するものである。</p> <p>農林漁業の用途に供する軽油については、時限的に免税措置が講じられているが、燃油価格の上昇も含め、これ以上の負担の増加は、漁業者を廃業へと追い込むことになる。</p> <p>については、今後も水産物を県民に安定供給し続けるため、漁業者の経営安定が維持されるよう、下記の項目について国に意見書を提出されるよう陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 漁業用軽油に係る軽油引取税の免税措置を堅持すること。</p>